

第3回長崎地方裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成16年9月29日(木)午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 長崎地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 安達一藏, 上田賀代, 金子英昭, 玉置俊二, 峠憲治, 仁田豊文,
原章夫, 藤野美保, 正木勝彦, 吉田雅子(五十音順, 敬称略)

(事務担当者) 岩下事務局長, 橋邊民事首席書記官, 吉野刑事首席書記官
渡邊総務課長, 御手洗長崎簡易裁判所庶務課長
池田長崎簡易裁判所主任書記官

4 議 事

意見交換テーマの討議

意見交換テーマ

- 1 民事・家事裁判手続等に関する一覧性を持った案内書の作成について
- 2 長崎地裁ホームページの充実について
- 3 裁判所見学等の充実について

※事務担当者から, A3版用紙を2つ折りにした案内書案を作成したこと,
夏休みに小学生向けの模擬公判を開催し, 秋には成人向けの公開講座を
始めること, ホームページに判例及び裁判官名が掲載されたことなどを
説明した。

(出された意見・●委員長, ○委員)

1 民事・家事手続きに関する一覧性を持った案内書の作成について

- 地裁・簡裁・家裁で行われる手続ごとに文字等の色を合わせた方がよい。
- 使っている色が多すぎて, 見にくい印象を受ける。
- 使う色によっては見にくい色もあるので, その点を考慮してもらいたい。

- 裁判所で行われる手続の紹介については、「手続の名称」、「手続の簡単な説明」、「手続の内容」という形で説明形式を統一した方が、利用者にとって分かりやすい。
- 手続の紹介部分は、見開き部分に記載するなどしてより一覧性を高めた方がよい。
- 手続の紹介部分は、例えば、権利の確定・実現のための手続、債務整理のための手続、家事関係の手続などグループごとに分けて、それが明確に分かるような記載をした方がよい。
- 費用については申立手数料だけでなく、諸費用についても分かるようにした方が利用者のためにはよい。そうしないと、利用者の誤解を招くおそれがある。
- 案内書用紙は、A3版を利用しているようだが、もう少しサイズをコンパクトにした方がよい。
- サイズについては、高齢の方も見られるし、一覧性を持った書面ということであれば、この大きさでよい。
- 裁判所外への配布を考えているのであれば、裁判所の場所についても分かりやすく記載した方がよい。
- 配布先については、各種相談業務を行っている機関の窓口に備え置くとよいのではないか。
- 高齢者ためには、福祉関係機関への配布も検討してもらいたい。
- 高齢者のことを考えるのであれば、成年後見制度の手続についても紹介したらどうか。
- 最初に裁判所の場所や地裁・簡裁・家裁の窓口案内、2・3ページの見開き部分に手続の説明、費用に関する説明、最後にもっと詳しく知りたい方への問い合わせ先の案内というような構成にすれば、より見やすいものとなるのではないか。

- 一覧性を持った案内書については、本日の意見をもとに裁判所において再度検討の上、作成してもらいたい。

(全委員異議なし)

2 長崎地裁ホームページの充実について

- アクセス情報のページにある「一言メッセージ」の記載内容は、多少違和感がある。

- 確かに「一言メッセージ」の記載については、適当でない表現もあるように思えるので、変えた方がよい。

- 主要判決速報は、社会的に注目を集めるような事件が掲載されており、一般の方の中には興味を持って見ている人もいると思う。

- 裁判所のホームページは、利用者のために裁判手続を紹介したり、裁判所の模様を伝えたりするためのものだと考えていた。担当裁判官の名前等まで掲載する必要があるのか多少疑問に感じる。

- 判決内容を掲載する際は、その判決が確定したものなのか、控訴されたものなのかを分かるようにした方がよい。

- 判決内容を掲載する際は、刑事裁判の被害者に対しても十分に配慮する必要がある。

- ホームページに主要判決を掲載することは、今後導入される裁判員裁判の関係からも意味のあることだと考える。

3 裁判所見学等の充実について

- 裁判員制度のことを考えると、小さいころから裁判制度について啓蒙・啓発しておくことは重要なことである。裁判所でも小学生に対する模擬裁判を行ったり、法廷見学等を行っており、よいことだと考えるが、一歩進んで、例えば、学校においては「裁判所」を授業で扱う時期があるので、学校側のスケジュールに合わせた形で、裁判所見学の案内等の広報活動を行うとよいのではないかと。

- 学生だけでなく、教師に対して、裁判員裁判を含めた裁判制度に関する説明をする機会を設けてはどうか。
- 法廷傍聴後の説明では、刑事事件であれば、裁判官だけでなく、検察官や弁護人にも協力してもらい、それぞれの立場からの説明を行うとよい。
- 裁判員裁判の広報活動については、雇用主である企業に対して制度の理解を求める必要があると考えるので、その方面への広報も積極的に取り組んでもらいたい。
- 市民向けの公開講座では、検察官、弁護士にも協力を求め、ひとつのテーマについて、それぞれの立場から話をするもおもしろいのではないか。

4 次回のテーマ

- 「民事・家事手続きに関する一覧性を持った案内書」について、更に協議をお願いしたい。他に、「裁判員裁判」についての説明や裁判官との懇談を予定したい。（全委員異義なし）

5 次回期日

平成17年3月10日(木)午後2時30分～午後5時（長崎地裁大会議室）